

## 【別表】

## 加西市立学校 指定変更・区域外就学承認基準

令和3年1月1日施行

	事由	許可期間	添付書類	許可基準
1	学年途中の転居	学年末まで	—	翌年度から転校することが 確実であること
2	最終学年	卒業まで	—	小学6年または中学3年の 年度であること
3	加入する自治会が住所地の 自治会と異なる	卒業まで	町内会に加入している ことが確認できる書類 例) 回覧板、初参会・初談会資料など	指定変更後の学区内の自治 会に加入していること
4	転居予定地の学校へ就学	転居日まで	事実が確認できる書類※1 例) 建築確認申請書(写)、 工事請負契約書(写)等	転居が確実であること
5	住宅建築等のため、住民票 を先に異動	実際の 転居日まで	事実が確認できる書類※1 例) 建築確認申請書(写)、 工事請負契約書(写)等	住宅完成後、転校することが 確実であること
6	住宅建替えや被災等の理由 で、一時的に住民票を異動	仮住所 居住期間	事実が確認できる書類※1 例) 罹災証明、 建築確認申請書(写)、 工事請負契約書(写)等	元の住所地に住民票を戻す ことが確実であること
7	特別な理由により、住民票 を異動することができない	学年末まで	居住の事実を確認でき る書類等	※2
8	【小学生のみ】 保護者就労のため、親類宅 に帰宅	学年末まで	事実が確認できる書類 例) 在職証明書、申立書、 承諾書等	学区内に親類宅住所がある こと
9	心身の障害等により指定校 への就学が困難	卒業まで	—	教育支援委員会の決定
10	【中学生のみ】 部活動	卒業まで	—	加西市中学校部活動ガイド ラインによる
11	離婚等による住所変更で、 当該環境の変化が児童生徒 に大きな精神的負担とな り、転校することが望ま しくない	学年末まで	学校長等副申書	※2
12	いじめ・不登校等の問題が あり、即時にその問題の解 決が望まれない	学年末まで	学校長等副申書	※2
13	指定変更、区域外就学を認 めた兄弟姉妹がいる	学年末まで	—	—
14	その他、特別な事情等によ り、教育委員会が特に必要 と認める場合	学年末まで	※2	※2

※ 区域外就学の場合は、児童生徒及び保護者の氏名、住所、生年月日等が確認できる書類（住民票、保険証等）が必要

※1 住所(建築場所)、完成日(または引渡日)が確認できる部分のコピー

※2 詳細をお聞きます。場合によっては、学校長等の副申書が必要です。教育委員会内で協議の上、決定しますので、申請者の希望に添えないこともあります。